

でのワーキンググループを立ち上げて、情報交換やクレジットのデータベース化、マッチングイベントなどの取組みを実施している。

具体的な活動としては、クレジットのデータベース化の取組として、東海地域でのオフセット・クレジット（J－VER）プロジェクトや家庭用太陽光発電によるグリーン電力認証事例をとりまとめ、岐阜県のホームページで公開している。

5 地球環境の整備及び改善

(1) 総合的な渋滞対策の推進＜道路建設課＞

平成18年度から「岐阜県第4次渋滞対策プログラム」に基づきハード・ソフト対策を進めてきたが、近年の交通観測技術の進展・普及により渋滞状況の把握が容易になったことなどを受け、平成24年度末には従前の渋滞対策プログラムに代わり「地域の主要渋滞箇所」を選定している。

平成27年度は、それら渋滞箇所の詳細状況調査に加え、対策内容やマネジメント手法など、今後の渋滞対策の進め方について検討を行い、地球環境の改善につながる新たな施策の立案に向けた作業を進めた。

なお、過年度から継続的に事業を実施している箇所もあり、平成27年度には従前の「岐阜県第4次渋滞対策プログラム」での渋滞箇所のうち、約20箇所に対する事業を実施している。

(2) 緑地環境保全地域＜自然環境保全課＞

「岐阜県自然環境保全条例」に基づき、自然環境保全地域のほか、市街地及び集落地並びにこれらの周辺地を対象に、緑地環境保全地域を指定している。平成17年2月に長野県山口村の本県中津川市への編入により越県合併が行われ、新たに中津川市馬籠が指定されたことで、県内の指定は16地域（654ha）となった。緑地環境保全地域は、市街地等にある樹林地、水辺地、その他これに類する自然環境を有する土地であって、自然環境を保全することにより、地域の良好な生活環境の維持に資することを目的としている。

表2-3-1 緑地環境保全地域の状況

(平成28年3月末現在)

区分	地域数	面積 (ha)	内訳	
			特別地区 (ha)	普通地区 (ha)
緑地環境保全地域	16	654.38	129.28	525.10

備考) 県自然環境保全課調べ

(3) 地域公共交通の確保＜公共交通課＞

県内の公共交通については、もともと鉄道やバスの路線網が十分でない上に、少子化に伴う人口減少やモータリゼーションの進展により利用者が減少し、さらに利便性が低下するという悪循環となっている。

こうした状況のなか、県内の公共交通を支援し、日常生活における自家用車への依存度の低減を図った。

- ・地方鉄道や路線バスの事業者が担う広域的・幹線的な公共交通や交通空白地等を運行する市町村バスの運行を維持確保するための助成を行った。
- ・地域に最適な公共交通ネットワークの形成を図るため、交通事業者や市町村など関係者と構成する「岐阜県地域公共交通協議会」において、鉄道、路線バス、市町村バスの路線網の維持確保、改善に関する協議を行った。

(4) 建築物における環境配慮の促進＜環境管理課＞

建築物に係る温室効果ガスの排出を抑制するため、岐阜県地球温暖化防止基本条例に基づき、一定規模以上の

建築物を新築、増築又は改築しようとする建築主に対して、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入など、環境配慮措置を適正に講ずる内容を記載した建築物環境配慮計画書、建築物工事完了届出書の提出の徹底を図った。

- ・建築物環境配慮計画書提出事業者数（平成27年度提出分） 60

(5) 特別緑地保全地区の指定＜都市政策課＞

特別緑地保全地区は、都市における緑地の計画的な保全及び緑化の積極的な推進によって良好な都市環境の形成を図るため、「都市緑地法」に基づいて指定される。対象となる地域は、①無秩序な市街地化の防止、公害又は災害の防止等に必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模形態を有する地域、②風致又は景観が優れ、かつ、地域住民の健全な生活環境の確保に必要な地域、③伝統的又は文化的な意義を有する地域等である。県内では4地区が指定されている（表2-3-2）。

表2-3-2 特別緑地保全地区の指定状況

(平成28年3月末現在)

都市名	地区の名称	面積 (ha)	最終決定 年月日	所在地
瑞浪市	竜吟峡特別緑地保全地区	40.2	昭和52年3月26日	瑞浪市釜戸町字裏山及び字城山
土岐市	仲森特別緑地保全地区	1.6	昭和51年3月26日	土岐市泉中窓町
各務原市	八木山特別緑地保全地区	42.0	昭和53年2月15日	各務原市鵜沼字松田及び字八木山
飛騨市	気多若宮特別緑地保全地区	2.1	昭和56年10月20日	飛騨市古川町大字上気多字榎岡
計	4地区	85.9		

備考) 県都市政策課調べ

第2節 新エネルギー・省エネルギーの導入促進

1 新エネルギーの導入促進＜新産業・エネルギー振興課＞

(1) 新エネルギー導入促進のためのモデル事業の実施

平成21年度より、太陽光発電や燃料電池、電気自動車など、複数のエネルギー資源や新たなエネルギー技術の組み合わせによる「次世代エネルギーインフラ」の普及に向けた「6つのモデル」の構築に取り組んできた。

これまでに、経済産業省から「次世代エネルギーパーク」の認定を受けた県営都市公園「花フェスタ記念公園」（公共施設モデル）を平成22年5月に一般公開したほか、岐阜市内に次世代新エネ・省エネモデルハウス「G R E E N Y（グリーニー）岐阜」（家庭モデル）、JR岐阜駅アクティブG（都市モデル）、なども順次一般公開とともに実証実験を行っている。

(2) 国土強靭化に向けた取組

「次世代エネルギーインフラ」は高いエネルギー効率の他、独立性の高さという特徴を持っており、災害時等の非常時においても活用できるシステムである。

そのため、地域防災計画への位置づけや設置条件等を満たした県内の公共施設等へ「防災機能強化型次世代エネルギーインフラ」の導入を推進及び促進しているところである。

特に、その具体的な導入については、平成25年3月の道の駅「星のふる里ふじはし」への導入実績を基に、平成25年度においては、県内6か所程度の道の駅の選定及び簡易設計を実施し、この結果をもとに平成26年度は「明宝」「南飛騨小坂はなもも」「茶の里東白川」の3箇所を整備し、平成27年度は「そばの郷らっせいみさと」「清流白川クオーレの里」「飛騨白山」の3箇所を整備した。

(3) 次世代エネルギービジョンの策定

岐阜県のエネルギー政策の方向性を定めた、次世代エ

ネルギービジョンを平成28年3月に5年ぶりに見直した。目指すべき未来像として、「持続可能で活力に満ちた清流の国」の実現を掲げ、①本県の特性を活かした再生可能エネルギー導入、②地産地消型エネルギー・システムの構築、③次世代エネルギー・技術の使用定着による省エネルギーの推進、という3つの方向性を定め、事業を推進することとした。

成果指標として、2030年には2012年比で、再生可能エネルギー創出量2.7倍、エネルギー消費量に占める再生可能エネルギー比率9.7%、エネルギー消費量削減率18.7%を設定した。

(4) 地産地消型スマートコミュニティの展開

大規模太陽光発電と、観光・地域振興、防災等を組合せた、地産地消型の次世代エネルギーインフラ（地産地消型スマートコミュニティ）の構築を目指すため、その可能性について調査を平成25年度に行った。太陽光のみならず、木質バイオマスを組み合わせることで、想定する地区的エネルギー需要量を貽えることが分かり、今後は民間企業のノウハウをうまく活用し、課題を解決したうえで、事業実施の可能性を見い出していく。

2 木質バイオマスエネルギーの導入促進<県産材流通課>

(1) 木質バイオマスエネルギーの推進

平成26年12月には県内初の未利用間伐材等（以下、「未利用材」という。）を主たる燃料とする木質バイオマス発電施設が瑞穂市にて稼働するなど、今後更なる木質バイオマス利用量の増加が見込まれている。

県では安定的な未利用材燃料調達のため、木質バイオマス加工流通施設の整備に対する支援を実施しており、平成27年度は木質バイオマス専用運搬車1台の導入を支援した。

また、木質バイオマスの利用施設に対しても支援を実施しており、平成27年度はキャンプ場、温浴施設、学校等の計17施設において木質ペレットストーブ（41台）、薪ストーブ（10台）、木質資源ボイラー（1台）の導入を支援した。

さらに、地域内における未利用材の有効活用を促進するため、市町村と地域住民が一体となって未利用材を搬出する取組みの支援を実施しており、平成27年度は9市町において計2,971トンの未利用材が搬出された。

3 農業用水を活用した小水力発電の導入促進<農地整備課>

(1) 小水力発電施設の導入促進

「ぎふ農業・農村基本計画」において、環境保全の推進に取組む施策として「資源の循環利用と自然エネルギーの活用促進」を掲げ、農業用水路の落差などを利用した小水力発電の導入を推進している。

平成23～24年度には農業水利施設を活用した小水力発電導入可能地調査を実施し、160箇所の可能地を選定した。

可能地調査の結果等を踏まえ、平成26年度までに小水力発電の導入を希望する31箇所において経済性、施工性等の検討を行い、発電施設設置の適否を明らかにした。

県独自の取り組みとして、平成23～25年度には、小水力発電の普及啓発を目的に、県下13箇所で簡易な小水力発電施設の設置に対する支援を実施したほか、平成24～25年度には、災害時の避難所となる施設の非常用電源として農業用水を活用するための小水力発電施設を県内7箇所で整備した。

また、平成27年度までに県下15箇所の農業水利施設において、県営施工により小水力発電施設の整備を実施しており、平成26年2月には、県営施工による農業用水を活用した小水力発電所としては、東海3県で初となる「加

子母清流発電所」（中津川市加子母小郷地区）が、また、平成27年6月には「石徹白清流発電所」（郡上市石徹白地区）が稼働を開始した。

平成24年度に県営県単事業として、農業水利施設が有する発電能力の最大限活用により、余剰売電収益を地域振興施設（学校や役場等）の電気料金や農業の6次産業化に資する活動費に利用できる「小水力発電施設整備事業」を創設し、平成27年度までに4箇所で施設整備に着手した。

さらに、売電収益を従来の農業用施設の維持管理費や農村振興に資する活動費等に充当するだけでなく、営農に必要な施設の電気代や生活環境維持に必要な公共活動に充当することを可能にし、事業主体を市町村・土地改良区に加え農業協同組合も対象とした「小水力発電活用支援事業」を平成26年度に創設し、2箇所に補助を行った。

4 岐阜県再生可能エネルギー等導入推進基金の活用<環境生活政策課>

(1) 岐阜県再生可能エネルギー等導入推進基金の造成

平成25年度に、国の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」の交付を受け、「岐阜県再生可能エネルギー等導入推進基金」を造成し、13億円（事業期間：H25～H27）を積み立てた。平成26年度には、新たに2.7億円の交付を受け、基金に積み増し（事業期間：H26～H28）、これを財源として、地域の避難所や防災拠点等に再生可能エネルギー等の導入を図ることとした。

(2) 「災害に強く、低炭素な地域づくり」の推進

上記基金を活用して、平成27年度には、県直轄事業として、平成26年度に引き続き、道の駅3施設への再生可能エネルギー等導入が完了した（前述）。

また、市町村が実施する庁舎、学校、公民館等の公共施設への再生可能エネルギー等導入事業を支援し、平成25年度は1町1施設、平成26年度には10市町村26施設、平成27年度には11市町14施設への設備導入が完了し、大規模災害時において、商用電力が遮断された場合にも、必要な電力が確保できるなど、地域の防災拠点の機能強化が図られた。

平成27年度末時点の試算では、導入した設備の稼働により、年間約428トンの二酸化炭素排出量削減が見込まれる。

5 省エネルギーの推進

(1) 岐阜県省エネ・新エネ推進会議の設置<新産業・エネルギー振興課>

県内における電力需給の状況を踏まえ、「岐阜県次世代エネルギー・ビジョン」の着実な推進のため、省エネルギー及び新エネルギー分野における岐阜県、市町村及び民間企業等の実施する施策について検証し、より具体的な対応策の提示を行うことを目的として「岐阜県省エネ・新エネ会議」を平成23年5月16日に設置した。

平成27年度においては、3回開催し、次世代エネルギー・ビジョンの見直しに係る検討をはじめ、節電対策等、県のエネルギー関連施策について議論を行った。

(2) EV・PHVタウンの推進<新産業・エネルギー振興課>

平成22年12月に経済産業省の選定を受けた「EV・PHVタウン」構想に基づき、EV・PHVの普及に向けた取り組みを実施している。

平成23年度においては、県民を対象に中山間地における次世代自動車モニター実証を行い、EV・PHVの活用モデルを構築した。平成24年度においては、事業者を対象に次世代自動車のモニター実証を実施するとともに、

バスツアーやスタンプラリー等の各種普及啓発活動を実施した。平成25年度においては高山市にて経済産業省・次世代自動車振興センターと共にEV・PHVタウンシンポジウムを開催し、平成23～24年度に実施した実証試験の結果および活用モデルを発表した。これら実証試験や普及啓発活動に加え、平成22～23年度に実施した県の充電インフラに対する補助制度及び平成24年度から実施されている国の同種補助制度の効果もあり、県内には158か所の急速充電器が整備された。

こうした充電インフラの整備環境向上について発信するため、平成27年度においては県内を旅行する県民向けにEV・PHVの無料貸出し事業を実施した。

(3) 水素社会実現に向けた取組＜新産業・エネルギー振興課＞

化石燃料への依存から脱却するため、地球上に多く存在する水素をエネルギーとする水素社会の実現が求められており、国は実現に向けた目標や具体的な取組を示す「水素・燃料電池ロードマップ」を平成26年6月(平成28年3月改訂)に定めた。

本県では、水素社会実現に向けた取組のひとつとして、水素により走行が可能な燃料電池自動車(FCV)に水素を供給するための水素ステーションを整備する事業者に対し、「岐阜県水素供給設備整備事業費補助金」を創設し支援を行った。これにより、平成27年度に岐南町と土岐市の2箇所へ水素ステーションが整備された。併せて、FCVを公用車として導入し、県内イベントや小中学校等の環境学習において普及啓発に取り組んでいる。

(4) 資金融資制度＜商業・金融課＞【再掲】

地球環境の保全、改善を図るために施設設備の整備を行う中小企業・組合に対して、県制度融資の新エネルギー等支援資金により支援を行った。

平成27年度の新規融資は45件であった。

(5) 建築物の省エネ措置の促進＜建築指導課＞

一定規模以上の建築物の新築、増築、改築、設備改修等の際に必要な「省エネ法」に基づく届出について、ホームページ等を用いて情報提供を行うと共に、建築確認申請窓口等で啓発を行った。[平成27年度届出件数(本県受理分):304件]

(6) 低炭素法に基づく低炭素建築物新築等認定制度の促進＜建築指導課＞

平成24年に公布・施行された「低炭素法」(都市の低炭素化の促進に関する法律)に基づく建築物の認定について、ホームページ等を用いて情報提供及び啓発を行った。[平成27年度申請件数(本県受理分):62件]

(7) 省エネルギー型ライフスタイルの推進＜環境管理課＞

夏のエコスタイルキャンペーンとして、クールビズ等を呼びかけ省エネルギー型ライフスタイルを推進した。

夏季の節電対策として、本県職員においては、上着非着用、ノーネクタイの軽装に加え、ポロシャツ、チノパン、スニーカー等も着用可とする「ぎふ清流クールビズ」に取組んだ。

(8) 事業者としての岐阜県の取組み＜環境管理課＞

県では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3で策定が求められている地方公共団体実行計画として「岐阜県地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を平成23年8月に策定するなど、事業者として省エネルギー及び新エネルギー導入に率先して取り組んでいる。

事務事業の実施に当たっては、この実行計画の方針に基づき環境マネジメントシステムとしてISO14001を採用し、温室効果ガス排出抑制をはじめとする環境配慮の取組を実施している。

第3節 森林資源を活用した吸収源対策の推進

1 間伐の推進

(1) 計画的な間伐の推進＜森林整備課＞

主に公益的機能が低下し早急に間伐が必要な森林などを含め、10,379haの間伐を実施した。

国の補助では原則として木材生産を推進すべき森林の間伐を推進し、立地条件が厳しい森林や重要な水源林や渓畔林など特に環境保全を重視する森林では、「清流の国ぎふ森林・環境税」を活用して適切に整備を進める。

(2) 利用間伐の促進＜森林整備課＞

収益を見込むことができる森林については、間伐した木材を搬出して利用する「利用間伐」を進めた。

県内では、伐り捨てを主体とした間伐から利用間伐への移行が進みつつあるが、その取り組みは地域によって差が生じている。低コストな作業システムを確立し普及するため、今後も引き続き、事業地の集約化や林内路網の整備、高性能林業機械の導入、人材の育成等を進め、「森林経営計画」の策定とその確実な実行を通じた計画的かつ効率的な利用間伐を支援する。

(3) 間伐材の利用促進＜県産材流通課＞

直材や曲がり材など間伐材の品質に応じた加工体制の整備を進めるとともに、住宅、公共施設における県産材製品、木質バイオマスとしての利用を促進した。

(4) J-V E R制度を活用した取組の推進＜恵みの森づくり推進課・環境管理課＞

J-VERは、カーボン・オフセットに用いられるクレジットのひとつであり、国内で実施される木質バイオマスエネルギーの利用や森林整備、間伐などのプロジェクトが、温室効果ガスの排出を削減・吸収するものであることを国(環境省)が認め(プロジェクト登録)、排出削減・吸収された温室効果ガスの量に応じてクレジット(J-VER)が認証・発行される。環境省により平成20年11月に制度化された。

本県においても、J-VER制度を活用した取組が進められており、県内の森林吸収プロジェクトによる売却可能量は5団体で72,466t-CO₂となっている。(平成28年3月現在)

平成25年4月からは、J-VER制度と国内クレジット制度が発展的に統合され、J-クレジット制度として運用されている。

2 企業との協働による森づくりの推進＜恵みの森づくり推進課＞

(1) 企業との協働による森づくりの推進

「岐阜県森林づくり基本計画」に掲げる県民協働による森林づくりプロジェクトのひとつとして、「企業等との協働による森林づくりの推進」を位置づけ、平成19年7月から、企業、市町村、県、地域住民等との協働による生きた森林づくりに取り組み、平成28年3月末までに19件の協定が締結されている。

また、平成20年7月15日には「岐阜県地球環境の保全のための森林づくり条例」を施行し、事業者が県内の森林を対象とした森林整備活動を実施することによって生じた二酸化炭素吸収量について、事業者の排出する二酸化炭素量から相殺できる二酸化炭素吸収量として認定を行い、県内の森林整備活動の促進に努めている。

第4節 関連産業の育成支援

1 新エネルギー関連産業の育成支援＜新産業・エネルギー振興課＞

(1) 地域の再生可能エネルギー活用支援

地域の特性を活かした再生可能エネルギーの導入に向